

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまち

この計画のめざすべき自立とは、自分がどのように生きるのかを自分で選択できることであり、自分の力を十分発揮できることであると考えます。そのためには、子育てと生計をひとりで担うひとり親にとっては、安心して子育てができる環境と経済的な安定が必要であり、また、その子どもにとっては、健やかな成長と豊かな学びが保障されることが大切です。

そして、ひとり親家庭等への支援においては、未来だけでなく現在における視点も重要であり、加えて、生活状況もさまざまであることを前提に、すべてのひとり親家庭等に向けて、その生活の向上を後押ししていくことが必要と考えます。

これらの視点に立ち、このたび、基本理念を第3次計画の「ひとり親家庭等の誰もが未来に希望がもてるまち」から改めることとし、ひとり親家庭等が置かれている現状を社会全体で受け止め、ひとり親家庭等の誰もが自らの力を発揮しながら、いきいきと希望とともに生活を送れるような社会の実現をめざします。

2. 基本的な視点

この計画は、ひとり親家庭等が多様な家族のあり方のひとつとして認識され、心豊かに、希望を持って地域で生活できるよう、以下の4つを基本的な視点として取り組みます。

(1) ひとり親家庭等の人権の尊重

「枚方市人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえ、ひとり親とその子どもたちの人権が、不当な差別や偏見により侵害されることのないよう、行政だけでなく、事業者や市民一人ひとりが、それぞれの役割と責任を果たしながら、地域で暮らす誰もがお互いに理解し、尊重し合える意識の醸成に取り組み、ひいては、すべてのひとり親家庭等の人権が尊重されるまちをめざします。

(2) 積極的な情報提供と早期からの包括的な相談支援

多くのひとり親家庭等において、日頃から相談の機会を持ちづらい状況を踏まえ、地域、学校園、関係機関等が相互に連携し、悩みや不安を抱えているひとり親家庭等を早期にかつ積極的に把握、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細かな相談支援につなげるとともに、必要に応じて他の支援機関につなぐなど、最も適切な支援に結びつける総合的・包括的な相談支援体制の充実に取り組みます。

(3)ひとり親家庭等の生活の安定と向上

雇用、労働における差別を解消するための啓発活動を推進するとともに、自らの能力を生かし、個々の生活状況やライフプランに適した収入が確保できるよう、さまざまな社会資源を活用した就業支援に取り組みます。また、ひとり親の自立、生活の安定と向上を図ることは、子どもの貧困対策にも資することから、多様な子育て支援や日常生活支援を通じた、仕事と子育てが両立できる環境づくりや、経済的支援に総合的に取り組みます。

(4)子どもの健やかな育ち

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが心身ともに健やかに成長でき、夢や希望を持つことができるよう、さまざまな支援制度を効果的に活用した切れ目のない支援を総合的に推進します。

また、子どもの自由と権利が保障されることを基本に、子どもの視点を第一に考え、養育費の確保や面会交流に向けた支援の充実を図ります。

3. 施策目標

前述の4つの「基本的な視点」を踏まえて、次の5つの施策目標を設定し、施策を展開します。

施策目標1 子ども・子育て支援、生活支援の推進

ひとり親が自立していくために、安心して仕事と子育ての両立ができるよう、「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」に示されるさまざまな子ども・子育て支援策や、日常生活支援を進めるとともに、ひとり親家庭の多様なニーズに応じた適切な支援が講じられるよう、相談体制の充実を図ります。

また、子どもの人権が尊重されるまちづくりの推進を基本とし、子どもが直面しているさまざまな困難課題に対し、市の関係部署間における情報共有等を図りながら、早期からの切れ目のない支援を届けるとともに、社会全体で子どもの健やかな成長を支え、夢を育むための支援を進めます。

- (1) 子育て環境の充実
- (2) 子育て相談の充実
- (3) 生活支援の推進
- (4) 子どもの育ちへの支援の充実

施策目標2 就業支援の推進

本市のアンケート調査では、ひとり親の8割以上は就業しているものの、収入は低く、厳しい生活状況がうかがえます。ひとり親家庭等の生活の安定と向上に向けては、より良い雇用条件で就業し、安定した収入を確保することが何より重要であることから、職業能力向上のための訓練や効果的な職業紹介等に取り組むとともに、各種支援の利用促進につなげるための周知の強化やライフプランニングの支援など、就業面での支援体制の充実に努めます。

また、就業機会の拡大や雇用確保に向け、関係機関との連携の強化を図るとともに、雇用・労働における差別の解消や、仕事と子育てが両立できる就労環境の整備をめざし、企業や団体等に対する啓発活動を推進します。

- (1) 能力開発、ライフプランニングのための支援の充実
- (2) 職業紹介機関等との連携の強化
- (3) 就業機会創出のための支援の推進
- (4) 就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進

施策目標3 養育費の確保及び面会交流の支援

養育費については、母子及び父子並びに寡婦福祉法において、「母子家庭等の児童の親は当該児童を監護しない親の扶養義務の履行を確保するよう努めなければならない」とされていますが、本市のアンケート調査では、「取り決めをしなかった」との回答が母子家庭では4割、父子家庭では7割を超えています。

養育費や面会交流は子どもの健やかな成長にとって重要であり、その取り決めの必要性等について広報・啓発に努めるとともに、養育費の取り決めから履行確保までの、当事者に寄り添った相談支援体制の充実に努めます。

また、子どもにとって望ましい方法で面会交流が行われるよう情報提供を行うとともに、必要に応じて相談支援機関へつないでいくなど、面会交流に向けた支援にも取り組みます。

- (1) 養育費確保に向けた相談支援体制の充実
- (2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実
- (3) 面会交流に向けた支援の実施

施策目標4 経済的支援の充実

ひとり親家庭等の生活の安定を維持し、子どもの育ちを守るため、個々の事情に応じ、母子父子寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当の給付を基盤とした経済的支援を行うとともに、支援対象となる方に対する積極的な制度周知や情報提供に努めます。

- (1) 経済的援助の実施
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 経済的支援に関する情報提供の充実

施策目標5 ひとり親家庭等を支える環境の充実

ひとり親家庭等が抱える課題は多岐にわたりますが、アンケート調査において、公的機関への相談が少ない調査結果を踏まえ、関係団体との連携強化、市の関係部署間における情報共有等を図りながら、総合的・包括的な相談支援体制の整備に努めます。

加えて、ひとり親家庭等にとって、生活上の大きな不安要素となる、病気やけが、災害の発生等といった緊急時に、迅速かつ積極的に支援を届けられる環境づくりを進めます。

また、ひとり親家庭等の誰もが心豊かに前向きな生活を送れるよう、地域とのつながりや当事者同士、親子の交流の機会の提供に取り組みます。

さらに、ひとり親家庭等が生活を送るうえで、個人として尊重され、差別や偏見により人権が侵害されることのない、人権尊重の社会づくりに向けた啓発等を実施します。

- (1) 関係機関との連携等による積極的な情報提供及び相談支援体制の充実
- (2) 当事者同士や親子の交流、地域とのつながりづくりの支援
- (3) 緊急時等の迅速な対応を見据えた支援体制の整備
- (4) ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消

4. 施策の体系

<基本理念>

ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまち

<基本的な視点>

①ひとり親家庭等の人権の尊重

②積極的な情報提供と早期からの包括的な相談支援

③ひとり親家庭等の生活の安定と向上

④子どもの健やかな育ち

<施策目標>

<施策の推進方向>

1. 子ども・子育て支援、生活支援の推進

- (1)子育て環境の充実
- (2)子育て相談の充実
- (3)生活支援の推進
- (4)子どもの育ちへの支援の充実

2. 就業支援の推進

- (1)能力開発、ライフプランニングのための支援の充実
- (2)職業紹介機関等との連携の強化
- (3)就業機会創出のための支援の推進
- (4)就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進

3. 養育費の確保及び面会交流の支援

- (1)養育費確保に向けた相談支援体制の充実
- (2)養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実
- (3)面会交流に向けた支援の実施

4. 経済的支援の充実

- (1)経済的援助の実施
- (2)経済的負担の軽減
- (3)経済的支援に関する情報提供の充実

5. ひとり親家庭等を支える環境の充実

- (1)関係機関との連携等による積極的な情報提供及び相談支援体制の充実
- (2)当事者同士や親子の交流、地域とのつながりづくりの支援
- (3)緊急時等の迅速な対応を見据えた支援体制の整備
- (4)ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消